

第7期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画の状況 (令和2年度)

- 計画に定める、地域包括ケアの推進のための重点推進事項6項目それぞれについて、「県計画に定める方策の取組状況」、「市町村における取組・評価の概況」、「今後の取組の方向性」を整理したのになります。

重点推進事項6項目

- ①介護予防の推進 / ②生活支援の充実 / ③介護サービスの充実
- ④医療との連携 / ⑤住まいの確保 / ⑥認知症施策の推進

- 「県計画に定める方策の取組状況」には、令和2年度末時点における県としての取組状況について、主なものを記載しています。
- 「市町村における取組・評価の概況」には、令和2年度末時点における市町村（保険者）の取組状況のうち、独自に行っているものや特に課題となっているものについて、主なものを記載しています。
- 「今後の取組の方向性」には、これらを踏まえて今後県として取組む方向性について記載しています。

重点推進項目1 介護予防の推進

県計画に定める方策の取組状況

1 介護予防の推進

- 島根県介護予防評価・支援委員会において、各市町村の現状や課題、取組状況の共有を実施。通いの場の方向性や評価手法等について協議。
- 介護予防の評価指標にかかる調査研究事業を実施し、モデル市町村のデータ整理等を行った。
- 地域包括支援センターを対象とした各種研修や、市町村への県アドバイザーの派遣等により関係職員の資質向上や市町村の体制整備を支援。
- 地域ケア会議へのリハビリテーション専門職等の参画について、医療機関・関係団体に協力依頼・情報提供を実施。
- 食べる機能の向上支援として、歯科医師会や栄養士会との連携により、各種の研修会や普及啓発活動を実施。

2 健康づくりとの連携

- 健康づくり部局との庁内連携により、関係課間での情報共有を実施するとともに、市町村担当者向けの研修会や会議を共同開催。

3 高齢者の積極的な社会参加

- 「生涯現役証」の発行や100歳以上の元気な長寿者への知事表彰により、高齢者の社会参加活動推進のための取組を引き続き実施。

市町村における取組・評価の概況

■通いの場について

- 新型コロナウイルス感染症への対応が必要となる中、関係者の様々な工夫・努力により、取組が継続されている。
- 通いの場の数自体は増加傾向で、参加しやすい環境は整いつつあるが、参加者数については伸び悩みや固定化が目立つ箇所もあり、新たな参加者の掘り起こしが課題（前期高齢者や男性等）。
- 地域の担い手不足から、住民主体の取組に結びつかないことも課題。
- 通いの場の効果の適切な評価手法に悩む市町村も多いが、一方で、大学との連携により参加者の身体状況の変化を追跡したり、歩行状況をモニタリングするツールを導入したりするなど、アウトカムに着目した評価を行っている好事例もあり。

■地域ケア会議について

- 地域ケア個別会議については、多職種協働により自立支援に向けた事例検討、取組の評価を行う体制は構築されつつあり、今後はより適切な評価が行えるよう、客観的な評価についての検討が必要。
- また、個別会議の積み上げにより、地域の課題解決のための政策形成にどうつなげていくかといった視点も重要。

今後の取組の方向性

- ◇ 「通いの場」の設置数、参加者数が増えてきている中、参加者への効果を評価するなどPDCAサイクルに沿った取組を推進するため、介護予防事業の実施状況の把握や課題の整理、評価・分析などにより、支援を行っていく。
- ◇ 自立支援に資する多職種連携による地域ケア会議や自立支援型マネジメントを充実させるとともに、地域課題解決のための政策形成を推進していけるよう、研修や市町村担当者会議の開催、県アドバイザーの派遣を通じて支援を行う。

重点推進項目2 生活支援の充実

県計画に定める方策の取組状況

1 生活支援の体制整備

- 生活支援コーディネーター養成研修や情報交換会の実施により、地域における支え合い・見守りの体制づくりを推進。
- 併せて、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスが県内各市町村で展開されるよう、担い手確保や多様な主体の参画を促進。
- 「小さな拠点づくり」担当部局との合同により市町村向け研修を開催し、分野ごとの縦割りを超えた取組となるよう支援を実施。

2 地域における権利擁護の推進

- 日常生活自立支援事業について、担当者向けの研修や連絡会の開催により、実施体制の充実に向けた支援を実施。
- 家庭裁判所との共催で「成年後見制度関係機関連絡会議」を開催し、中核機関の設置や、市町村計画の策定について情報提供等を実施。
- 高齢者の消費者被害防止について、出前講座による普及啓発、警察と連携した戸別訪問等を行ったほか、市町村における「地域見守りネットワーク」の構築を支援。

市町村における取組・評価の概況

■生活支援の体制整備について

- 生活支援コーディネーターの配置についてはすべての市町村で達成済み。なお、第1層生活支援コーディネーターの配置については、多くの市町村で市町村社会福祉協議会に委託。
- 住民主体による支え合いの地域づくりについて、商店の撤退など具体的な課題が発生しないと将来像がイメージされず、取組に地域差が生じているのが実態。
- 協議体の効果的な運営や、地域運営組織などの既存組織、地域づくりや交通部局と連携した取組が課題。

今後の取組の方向性

- ◇ 生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置などの体制が整いつつある中、地域のニーズにきめ細かく対応できるよう、コーディネーターの活動促進、多様な主体を巻き込んだ取組の推進、既存事業の活用や他の地域支援事業と連携した取組の推進を図っていく。
- ◇ 「小さな拠点づくり」と地域包括ケアは、住民の生活支援において重なり合う取組であり、部局横断の情報共有などが進んでいる中、全県的な合同研修や、圏域ごとの定期的な連絡会開催などを通じて、市町村の部局横断の取組を支援していく。

重点推進項目3 介護サービスの充実

県計画に定める方策の取組状況

1 サービスの質の向上

- 自立支援型のケアプランに向けた研修の実施や、利用者の医療ニーズへの高まりを踏まえた訪問看護ステーションの展開支援、医療的ケアに対応する介護職員の養成等について、関係団体等と連携して、現状・課題の共有と今後の支援に係る検討を実施。

2 介護人材の確保

- 島根県福祉・介護人材確保推進会議を通じ、関係機関と情報共有を行った。介護現場で活躍する職員等を紹介した動画や介護の仕事に関するパンフレットを作成し、介護の魅力発信や理解促進を図った。
- 介護未経験者を対象とした入門的研修の開催や、市町村が人材確保対策に取り組む助成事業、事業所のロボット、ICTの導入支援を実施。
- 介護人材の早期離職防止、定着促進のため、エルダー制度の導入を実施。

3 介護給付等に要する費用の適正化

- 要介護認定が適切に運用されるよう、認定調査に係るテキスト作成や調査員研修を行うとともに、担当者会議による情報提供や意見交換を実施。
- 市町村が居宅介護支援事業所への実地指導を行うにあたり助言等により支援するとともに、給付適正化にかかる保険者向け研修会を実施。

市町村における取組・評価の概況

■サービスの質の向上

- 多くの市町村が、人員不足が介護の質に影響していると考えている。事業所向けの研修会等を開催し、質の確保に努めている市町村もある。

■介護人材の確保について

- 多くの市町村において課題認識が高い分野である。従来から取り組んでいる新規職員の獲得、離職防止による現職の定着率上昇に加え、介護現場革新の視点も加えた取組を進めていくことが必要。
- 魅力発信として、独自サイトを開設し、若手介護職員のインタビュー記事掲載や動画による情報発信等を行い、効果を上げている市町村がある。
- 介護未経験者を対象とした入門的研修の開催、業務仕分けやICTの活用等、介護現場革新の取組を始めた市町村もある。
- 高等学校等の教育機関と連携し、授業を通じて介護の仕事の意義・魅力を伝える取り組みを行う市町村がある。

■介護給付等に要する費用の適正化について

- ケアプラン点検については、多くの市町村で必要性を認識しているが、人的体制等の問題から実施が不十分であると考えられる市町村が多い。
- 住宅改修の点検における専門職の関与、医療情報との突合や縦覧点検の結果（国保連から提供）の活用方法等が主な課題。

今後の取組の方向性

- ◇ 市町村が、地域のニーズに対応したサービス提供体制の再構築に向けて主体的に検討できるよう、客観的データの提示や他市町村の取組について情報提供する等、地域の実情に合わせた伴走支援を実施する。
- ◇ 介護給付適正化事業は、各保険者でその必要性の認識が深まっており、今後は内容の充実に視点をおき、島根県介護支援専門員協会や島根県国民健康保険団体連合会と連携しながら、より実効性のある保険者支援を実施する。
- ◇ 災害や感染症発生時にもサービス提供が継続されるよう、各事業所へ業務継続計画（BCP）の早期策定の働きかけを行う。
- ◇ 介護人材確保については、介護職の魅力発信、多様な人材の確保、早期離職防止による定着促進に取り組むとともに、地域の実情に応じた市町村の取組への支援、介護ロボットやICTの導入による業務負担軽減などの介護現場革新など様々な角度からの取組を進めていく。

重点推進項目4 医療との連携

県計画に定める方策の取組状況

1 地域での医療と介護の連携強化

- 保健所が中心となって関係機関を対象とした多職種連携研修会を開催し、関係者の資質向上を支援。
- 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制構築のため、標準的な入退院調整ルールを示したガイドラインを作成し、各圏域における検討の場づくりやルール作成を促進。
- 看取りへの対応を進めるため、看取りや在宅医療に関する住民啓発とともに、地域包括ケアシステム関係機関連絡会議において看取りに関する事例発表や意見交換を実施。

2 リハビリテーションの推進

- 在宅復帰・在宅支援の機能を有する地域の老人保健施設や関係機関が連携して生活機能の維持・改善を促進するため、関係団体間での意見交換や研修会を実施。

3 訪問看護の推進

- 訪問看護の役割や魅力をPRし、理解促進や人材確保を図ることを目的とし、学生や一般住民を対象とした「訪問看護フェスタ」を開催。
- ステーションに就職した新卒等看護師の自立のための教育プログラムに基づく支援、病院からステーションへの出向研修事業の実施、条件不利地域に訪問するステーションへの助成など、各種の施策を展開。

市町村における取組・評価の概況

■地域での医療と介護の連携強化について

- 医療・介護連携に関する会議や研修会を開催している保険者もあるが、全体として取組が不十分であり、保健所に配置した専任スタッフを中心に、データの提供や医療機関への橋渡し、実効性のある会議・研修の開催を支援。
- 入退院調整など市町村を越えた広域の取組に課題があるため、検討の場の設置や調整ルールの策定支援が必要。
- 一部の市町村において在宅医療座談会などの住民啓発が実施されているが、市町村単独では困難な場合が多いため、保健所の共催や、県による啓発資材の作成などによる支援を実施。

■訪問看護の推進について

- 訪問看護ステーション数・訪問看護師数ともに増加しているが、地域偏在があり、離島・中山間地域といった条件不利地域におけるサービス提供体制充実のため、一部の市町村では県事業を活用して訪問看護ステーションに対する経費助成を実施。

今後の取組の方向性

- ◇ 各場面における医療介護連携について、保健所の地域包括ケア推進スタッフにより二次医療圏の取組を推進する。特に「島根県入退院連携ガイドライン」を活用しながら、二次医療圏等での「ルールづくり」や「共通様式」の作成を進め、その実効性も高めていく。
- ◇ 在宅医療を進める上で、訪問看護が果たす役割は大きく、需要が高まっている。訪問看護師の確保と質の向上に向けて、関係団体と連携した取組を進める。

重点推進項目5 住まいの確保

県計画に定める方策の取組状況

- 1 高齢者の居住安定確保
 - 住宅部局とも連携し、住まいをテーマとした地域ケア会議において、地域包括支援センターや介護支援専門員等との情報交換を実施。
 - 「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」による住居のバリアフリー改修助成を行うとともに、三世代同居・近居を促進。
 - 県営住宅における既存住戸の高齢者対応化（バリアフリー化）を実施。
- 2 様々な居住形態への対応
 - 生活支援ハウス、養護老人ホーム、軽費老人ホームについて、市町村との連携による状況把握のほか、必要に応じて情報提供を実施。
 - 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、都市部を中心に身近なサービス提供施設としてのニーズが増大している実態を踏まえ、併設事業所も含めた実地指導に取り組む（サービス付き高齢者向け住宅については住宅部局とも連携）とともに、これらの施設の概況について市町村あて情報提供を実施。
 - シルバーハウジングについて、県営住宅の建替事業に併せた整備を関係市町村と協議。

市町村における取組・評価の概況

- 多様な住まいニーズへの対応について
- 特に都市部において、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、併設事業所も含めた適正な運営、サービス提供がなされているかをチェックするための仕組みづくりが必要。また、ケアプラン点検を通じて、現状把握やサービス提供の在り方の分析に取り組む市町村あり。
 - 離島や中山間地域においても、養護老人ホームや特別養護老人ホーム等の入所対象とならない高齢者の受け皿として、新たに住まい型のサービスの整備を求める声がある。

今後の取組の方向性

- ◇ サービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームにかかる方策に準じた取組を行いつつ、実態把握や実地指導にあたっては住宅部局との連携により対応する。
- ◇ 離島や中山間地においても、退院時や冬期など一時的な支援も含めた多様な住まいニーズへの支援のあり方について、住宅部局とも連携しながら引き続き検討する。

重点推進項目6 認知症施策の推進

県計画に定める方策の取組状況

1 認知症についての普及啓発

- 認知症サポーター養成講座に関するチラシの配布、講師役となるキャラバンメイトの養成、動画やマンガによる啓発等、認知症に係る正しい理解の普及のための取組を実施。

2 認知症の方を支える地域づくり

- 認知症カフェの設置状況の調査・公表、セミナーを通じた好事例の紹介等により、認知症の方を支える地域づくりを支援。

3 認知症についての相談対応

- しまね認知症コールセンターのチラシ配布や、世界アルツハイマーデー(9月21日)に合わせた街頭啓発活動等により、相談窓口の周知を実施。

4 医療・介護の連携体制の整備

- 認知症サポート医養成研修の受講費補助、認知症疾患医療センターの新規指定、保健所を中心とした連絡会や研修の実施等、認知症対応に係る医療介護の連携体制の整備を推進。

5 若年性認知症への対応

- しまね若年性認知症相談支援センターを開設し、コーディネーターの配置により相談体制の充実を図るとともに、当事者を招いた講演会や企業向けセミナーの開催等による理解促進のための取組を実施。

市町村における取組・評価の概況

- すべての市町村(保険者)において、認知症サポーターの養成や認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置がなされており、認知症カフェ、認知症ケアパスも多くで実施済み。
- 一方で、「認知症サポーターの活躍の場がない」、「認知症カフェへの本人・家族の参加が少ない」など、それぞれの施策の質の面で改善すべき課題が見受けられる状況。
- 認知症の方への支援体制は整いつつあり、今後はこれまで養成してきた人材(認知症サポーター等)の活躍の場の提供や、施策間の連動性を高める(例えば認知症地域支援推進員が認知症カフェや初期集中支援チームに関わるなど)ことが重要。

今後の取組の方向性

- ◇ 市町村からは、特に医療面での連携において県の橋渡しを求められていることから、認知症の人や家族の視点を重視しながら、医療や行政等が一体となって支援できるよう連携体制を構築していく。
- ◇ 県においては、認知症キャラバンメイトの養成を進めながら、各市町村における認知症サポーター養成を後押しするとともに、養成された認知症サポーターが地域で活躍できるよう市町村と連携を図っていく。